

第147回

各務原市都市計画審議会

令和4年2月7日

目 次 (頁)

議第1号

各務原市立地適正化計画の策定について 1-1

議第2号

各務原都市計画学校の変更について（各務原市決定） 2-1

議第 1 号

各務原市立地適正化計画の策定について

令和 4 年 2 月 7 日提出
各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂

3各都計第111号
令和3年12月17日

各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司



各務原市立地適正化計画の策定について

標記の件について、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、各務原市都市計画審議会に対し意見を求めます。

別紙冊子のとおり

議第 2 号

各務原都市計画学校の変更について（各務原市決定）

令和 4 年 2 月 7 日提出
各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂

3各教総第113号
令和3年12月17日

各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司



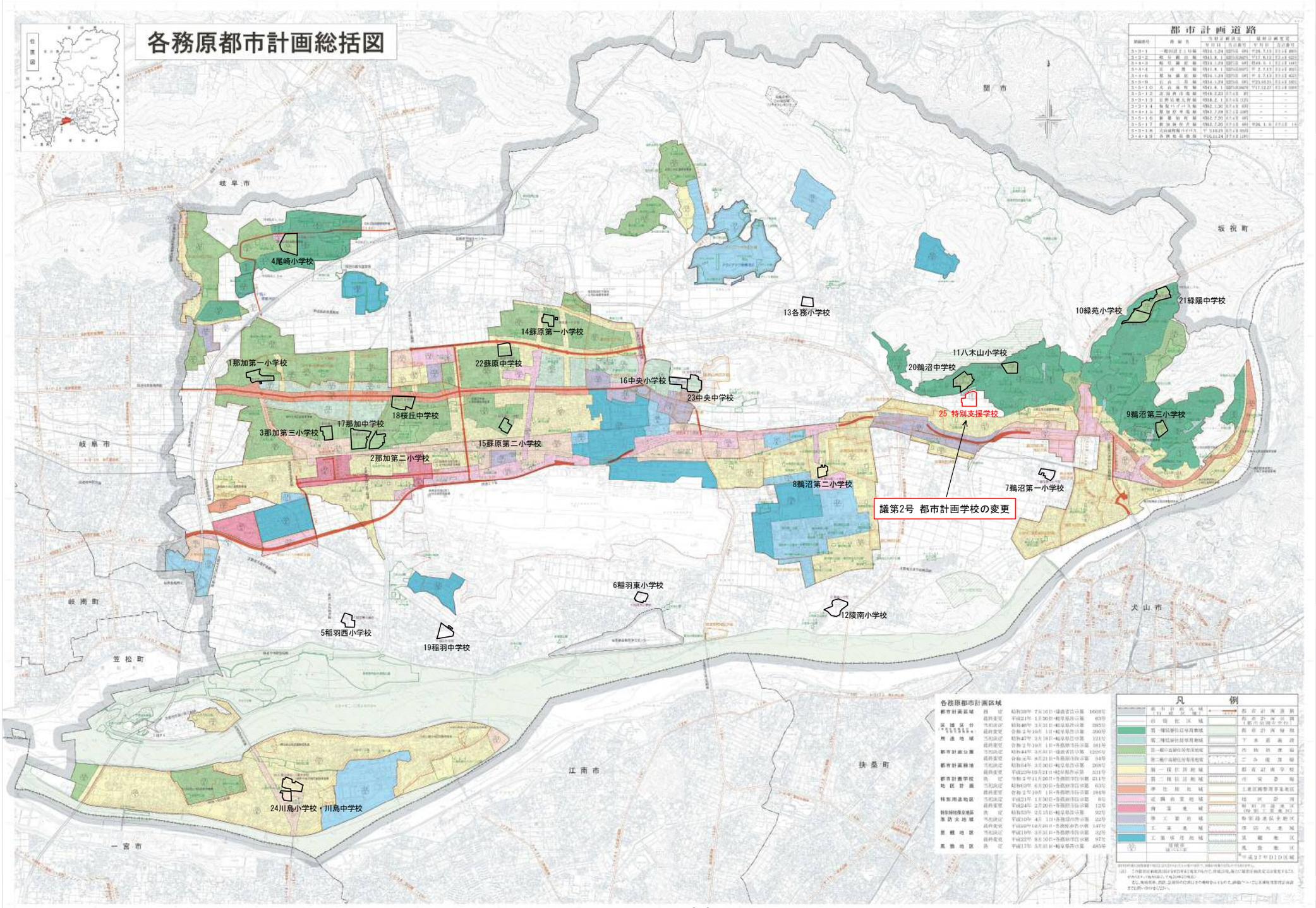
各務原都市計画学校の変更について（各務原市決定）

各務原都市計画学校を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。

各務原都市計画総括図



路線番号	道路名称	道路幅員	道路種別	道路延長	道路面積
1-1-1	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-2	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-3	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-4	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-5	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-6	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-7	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-8	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-9	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-10	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-11	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-12	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-13	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-14	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-15	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-16	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-17	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-18	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-19	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡
1-1-20	尾崎町通	12.00m	第一種市道	1,111.11m	13,333.33㎡



議第2号 都市計画学校の変更

各務原都市計画区域

用途	面積	割合
都市計画区域	7,161,000㎡	70.0%
都市計画外	3,100,000㎡	30.0%
合計	10,261,000㎡	100.0%

凡例

第一種市道	第一種市道
第二種市道	第二種市道
第三種市道	第三種市道
第四種市道	第四種市道
第五種市道	第五種市道
第六種市道	第六種市道
第七種市道	第七種市道
第八種市道	第八種市道
第九種市道	第九種市道
第十種市道	第十種市道
第一種市道	第一種市道
第二種市道	第二種市道
第三種市道	第三種市道
第四種市道	第四種市道
第五種市道	第五種市道
第六種市道	第六種市道
第七種市道	第七種市道
第八種市道	第八種市道
第九種市道	第九種市道
第十種市道	第十種市道

各務原都市計画学校の変更（各務原市決定）

都市計画学校に25号特別支援学校を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	学校名			
25	特別支援学校	各務原市鶴沼羽場町2丁目	約30,000㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

小中高一貫の特別支援学校の整備により、将来にわたり特別支援教育を支えるまちづくりを推進するため都市計画学校に位置付ける。

理由書

現在の各務原特別支援学校は、知的障がいのある高等部の生徒のみを対象としたものであり、市内には、障がいのある小中学部の児童生徒及び知的障がい以外の障がいのある高等部の生徒を受け入れる特別支援学校はない。

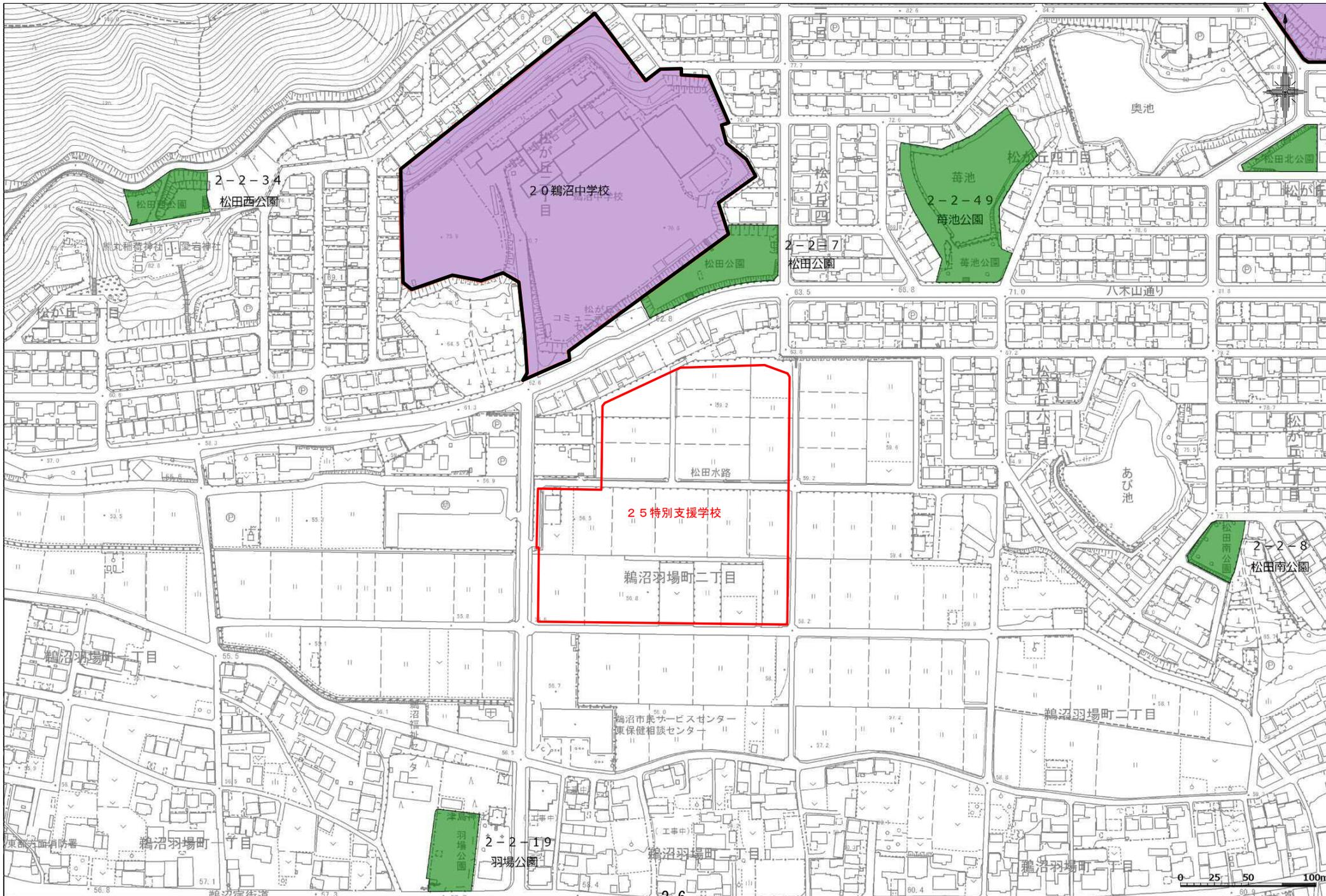
そのため、多くの児童生徒が、関市や羽島市等の市外の特別支援学校へスクールバスや保護者の送迎で通学している状況で、長距離の移動が児童生徒や保護者にとって身体的・精神的に大きな負担となっている。また、市外への通学が困難なこと等から障がいの支援の判定と合致していない市内の小中学校の特別支援学級に通学している児童生徒もあり、障がいのある児童生徒を支える教育環境の整備が課題となっている。

これらの課題に対応し、障がいのある児童生徒を支援していくため、本市では新たな市立の特別支援学校を小中高一貫として整備し、市内における特別支援教育の更なる充実を推進することとした。そこで令和2年5月に各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げ、建設候補地選定等について検討を行い、令和3年3月に「各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画」を策定している。また、市の最上位計画である各務原市総合計画においては、「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～」を将来像に掲げ、一人ひとりの教育ニーズに配慮し、確かな学力と豊かな心が育まれる教育の充実を図るとしている。各務原市都市計画マスタープランにおいても、社会経済情勢の変化への対応として高齢者や障がい者にも配慮した便利で快適に暮らせるまちづくりを進めるとしている。

これまで本市では、市立小中学校は教育施設としての役割以外にも地域コミュニティの中心施設、災害時の防災拠点等の役割を担い、将来のまちづくりにおいて必要不可欠な施設として維持・管理、計画的な整備を推進するため都市計画学校に位置付けてきた。今回新たに特別支援学校の整備が決定したことから、将来にわたり特別支援教育を支えるまちづくりを推進するため都市計画学校に追加するものである。

計画図

1: 2500



都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画学校の変更

事項	時期	備考
地元説明会	令和2年12月17日 令和3年6月25日	
全体説明会	令和3年1月23日 令和3年1月26日	
都市建築部長事前協議申請	令和3年10月1日	
都市建築部長事前協議承認	令和3年10月13日	
計画案の縦覧	令和3年12月1日～15日 (2週間)	
市都市計画審議会審議	令和4年2月7日	
知事協議	令和4年2月中旬	
決定告示	令和4年2月下旬	

各務原市都市計画審議会

事務局 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市 都市建設部 都市計画課

電話 058-383-1111

FAX 058-383-6365